

会 議 録

会 議 名	令和5年度第2回山形市動物愛護推進協議会
開催日時	令和6年2月19日(月) 13時30分～15時40分
開催場所	山形市動物愛護センター 多目的ルーム
出席者	協議会委員 7名(別紙資料参照) 【事務局】 小林センター長、矢矧主査、曾我主査獣医師、阿部獣医師
傍聴者の数	0人
議 事	(1) 人と猫の共生社会安心プロジェクトについて (2) ミルクボランティアについて (3) 猫譲渡事業について (4) 狂犬病予防注射について
資 料	別添資料参照

1 開会

2 あいさつ

3 報告事項

- (1) 動物愛護センターにおける事業の実績について
事務局が資料1に基づき説明。以下、質疑応答。

委員

狂犬病予防注射の接種率について、狂犬病予防注射を1回でも休んだ場合、その犬に咬まれると狂犬病に感染する確率は高くなるのか。もう一点として狂犬病予防注射を受けさせていない飼い主を把握しているのか。

事務局

日本国内において狂犬病は1957年を最後に人の発症と犬の発症は起こっていない。ただし、2021年に海外から入国した外国人が日本に到着した後に狂犬病を発症し日本で亡くなっている。委員から質問があった咬まれた場合に狂犬病を発症するかということについて、センターとしては発症する可能性はゼロに近いと認識している。

狂犬病予防注射を接種していない人数については前回の協議会で質問があったので調査した。後ほど詳細については説明するが、3年間狂犬病予防注射を接種していない犬は約500頭くらいである。現在、飼い主の把握を進めており来年度以降積極的に狂犬病予防注射の接種を周知していきたいと考えている。

委員

クラウドファンディングの寄附金額は最終的に集まった金額ということでよいのか。ガバメントクラウドファンディングの場合は返礼の割合は低いのか。

事務局

山形市では自治体のクラウドファンディングであるガバメントクラウドファンディングを行っている。自治体によっては返礼品を設けて実施している自治体もあるが、山形市では返礼品を設けずに実施しているので寄附金額を受け取るだけである。寄附者のメリットとしては税控除が受けられることである。資料に掲載した金額については実金額であり実際に寄附で集まった金額である。結果として、寄附金額は去年とほぼ同額であった。

会長

狂犬病について獣医師としてお話ししたいと思う。今回は特に先日、群馬県で四国犬が放し飼いになり犬を噛んでしまい、咬まれた犬が死んでしまった事件があった。飼っている四国犬のうち何頭かが狂犬病予防注射を接種していない状況であり、マスコミにも取り上げられ、新聞でも報道されていた。県獣医師会にも新聞やニュースを見た方から問い合わせがあった。先ほど事務局が説明したとおり県獣医師会でも同様の説明を行っている。日本国内では数十年も狂犬病は発生していないが、アジアの各地、世界各地では狂犬病が発生している地域があり何人も死んでいる。狂犬病予防法が施行されてから70年が経ち、日本ではそれに基づき対策している。水際対策として海外から入ってくる動物を検疫している。ただ、言われているのがよくわからない船に犬が乗ってきて、北海道で犬が放たれているとの話がある。水際対策は国でしっかりと対応してもらう必要がある。国内での対応としては狂犬病予防注射を年に1回しっかりと接種するということである。免疫上、70～75%の犬に免疫があれば狂犬病が爆発的に発生することはないと考えられている。山形市の接種率が令和6年1月末現在83.9%となっている。山形県は狂犬病予防注射の接種率が全国上位で接種率88%～90%で推移してきた。しかし、それにあぐらをかくことなく狂犬病予防注射の接種を進めなければならない。今後も接種していない飼い主に向けて積極的に働きかけていかなければならない。獣医師会としてもしっかりと狂犬病対策を行っている日本で落ち度があってはならないと考えている。

会長

動物愛護推進員について、山形県の動物愛護推進員に相談したいことがあるので推進員を教してほしいとの問い合わせがあったが山形市ではそのような問合せがあった場合どのように対応しているのか。

事務局

当センターにおいて動物愛護推進員の名簿は公開していない。相談者のお住いの

地域などを聞き取りした上で、事前に推進員から了解が得られれば紹介している。

4 協議事項

(1) 人と猫の共生社会安心プロジェクトについて

事務局が資料2に基づき説明。以下、質疑応答。

委員

団体に対して説明会を行うと思うが個別に対応するのか。それとも団体を集めて対応するのか。プロジェクトについて、ある程度共通認識をもってもらいたいと思う。

事務局

基本的に猫の不妊去勢手術費補助金交付事業とセットであると考えている。過去に補助金交付事業を多く活用している団体には支援事業を案内する。個人で補助金交付事業を活用している人も決まってきたので、そういう方には積極的に支援事業について書面でお知らせしたいと考えている。説明会については必要に応じて集合方式か個別方式で実施したいと考えている。動物病院を訪れる方にも周知したいと考えているので県獣医師会にも協力してもらいたい。

会長

ボランティア団体やNPO法人もしくは3名以上からなる団体が対象とのことだが、山形市在住などの条件はあるのか。過去に不妊去勢手術費補助金を活用している団体等となれば限られてくるのではないかと。

事務局

条件は山形市在住と考えている。合わせて町内会にも周知したいと考えている。

会長

NPO法人は登録することもあるがどのような団体等を想定しているのか。

事務局

想定される団体等は協議会の委員が関係する団体として、みしま町内会地域猫活動部やえんたね山形支部がある。その他としてNPO法人あーちゃんの家があり3団体が想定される。それ以外として、個人活動家で3名以上のチームを組んでもらえれば活用可能である。

委員

令和5年度に猫の不妊去勢手術費補助金交付事業を活用し手術が終わっている地域で、今後猫を地域で管理していく場合は対象になるのか。

事務局

継続的に取り組む必要があると思っているので申請があれば対象にしたいと考えている。

委員

それはありがたいことだと思う。

会長

動物愛護教室について、今年度も3つの小学校で動物愛護教室を実施したとのことであったが人と猫の共生社会安心プロジェクトの1つの事業なのか。

事務局

これまでも山形県から事業を引き継いでから令和2年度までは動物愛護教室を実施してきたがコロナ禍で休止していた。今回は改めて当プロジェクトの1つの事業として位置づけ実施していきたいと考えている。

会長

県獣医師会の事業として、学校動物飼育事業や動物介在事業などを行っている。学校飼育動物の存在がゼロになってきているので、獣医師会としてもどのように事業を展開していくか考えているところである。獣医師会として協力できることがあれば協力したいと思うので、今後、調整させてもらいたい。

事務局

センターで既に学校に対してアンケート調査を行っているので、その結果を獣医師会と共有しながら進めていきたいと思う。

委員

地域猫活動団体等支援事業とあるが広報やまがたで周知するのか。

事務局

広報やまがたに掲載したいと考えている。他にはテレビ番組の「市政の目」などの枠が取れれば活用したいと考えている。

(2) ミルクボランティアについて

事務局が資料3に基づき説明。以下、質疑応答。

会長

前回の協議会でもミルクボランティアの途中経過の説明があり、来年度もやっていきたいとのことであった。令和6年度の実施概要に募集予定者を5名と記載しているが令和5年度のミルクボランティアの方との関係はどのようになるのか。令和5

年度と令和6年度ではボランティアをしてもらう職員は被っていないのか。

事務局

令和5年度にミルクボランティアを行ってもらった職員の一人はそのまま子猫の飼い主になってくれた。その職員についてはミルクボランティアをお願いすることはできないと思っている。もう一人には令和6年度もできればミルクボランティアをお願いしたい。なお、アパートに住んでいる等で飼えない人もいるが、センターが開催する獣医師によるレクチャーにはなるべく参加してもらいたいと思う。また、令和7年度についてはこれを参考にして一般市民の方から募集できるように進めたいと考えている。

委員

令和5年度は山形市職員のうち保健所の職員のみを対象にしたのか。全職員を対象にしたのか。

事務局

令和5年度から全市役所職員である約2,000人を対象とした。

会長

獣医師会も参加しながら山形県内の4つの保健所で狂犬病予防業務の市町村担当者会議を先週まで行っていた。動物愛護行政を担当している職員も多く、その中で、譲渡対象の犬・猫に関するホームページの話になり、山形県の村山保健所と山形市のホームページが非常に良いとの意見があった。ただ、ホームページに載っている猫の裏にはこのようにボランティアが必要な猫がいるということを職員にも知ってもらおうと良いと思う。県内4つの保健所で会議をしたがそのうち2か所でそのようなホームページの話があったので見ている人はしっかり見ているということだと思う。

委員

資料3の令和5年度の流れで②説明会には10名参加し、ボランティアを依頼したのが2名となっているが、当初から2名を予定していたのか。そのために8名は断ったということか。それとも10名のうち5・6名に依頼しようとしたが2名しか必要ないから断ったのか。令和5年度にボランティアを依頼しなかった方が3・4名いるのであれば令和6年度はボランティアに参加してもらえるのではないか。

事務局

説明会に参加してくれた10名の方についてはあえて断ったのではなく、家庭の事情などを踏まえて2名の方に依頼した経過がある。この10名に対し、積極的にアプローチすれば何名かには参加してもらえる可能性があると思っている。

会長

前回の協議会でもアパートに住んでいるかなどを審査したと聞いた記憶がある。アパートだと迷惑がかかるのでボランティアは難しいと思う。難しいところもあるがボランティアが根付けばセンター職員の手から離れる部分もあると思う。合わせて、これ以上猫が増えないように蛇口を閉める事業がうまくいけば良いと思っている。

(3) 猫譲渡事業について

事務局が資料4に基づき説明。以下、質疑応答。

委員

犬は家の中で飼うものであると飼い主も周りの人も認識している。しかし、猫の場合は放し飼いにするものだと考えている飼い主が多いのではないかと思う。町内の状況からもそのように感じるので私は猫も外に出さないようにと言っている。猫は咬まないし狂犬病にもならないといった安易な気持ちなのかもしれないが犬と同様に猫も室内で飼うように周知徹底しなければならないと思う。

事務局

猫について国では完全室内飼いを推奨している。ただ、犬のように法令上規制されているわけではない。また、山形市の地域性として農村地域では猫が外でネズミやヘビを取っていた経緯もある。ただ、都市化が進んでいる山形市においては首都圏と同じように、今後、猫の室内飼育が必要だと思う。今回、令和6年度からプロジェクトを立ち上げるが、将来的にはプロジェクトの中できちんと室内飼いを明記できる時期が来ると思っている。ただ、すぐにとということではなく、市民も室内飼いと外飼いが半分半分くらいなのかなと実務担当としては思っているので一步一步進めていきたい。犬・猫のチラシについてはこれまでの赤いチラシや青いチラシに加えて新たに見やすいチラシを準備している。ぜひそういうものも配って進めていきたい。

委員

私の町内会では4月に総会を行っているが、その際に猫は室内で飼うように言っている。委員長会議に再度、センターから参加してもらい30地区の代表の委員長に徹底するよう依頼すればそれぞれの地区の総会のときに伝えることができると思う。このようなことを数年かかっても良いので徹底していかないといけない。やはり町内会でしっかりとそのようなことを指摘できるようなシステムを作っていくことが大事だと思う。

委員

以前、保健所で譲渡会を行っていた時代だとセミナーを受けた人に譲渡する条件があった。今回の譲渡会は来場者にどんどん譲渡するのか。セミナーを行うのか。

委員

センターで収容した猫の場合は譲渡前講習会の受講が必要になると思うが、市民が譲渡する猫について講習会は必要なのではないか。

事務局

センターで収容している動物については譲渡前講習会の受講が必要である。今回の譲渡会は新しい飼い主探し掲示板の拡大ということで、市民が自ら譲渡会に参加することになり、基本的には個人間での譲渡になる。ただ、譲渡会の際にはセンター獣医師が常駐しているので、不明な点等があれば相談できる体制にしたいと考えている。

会長

主語が曖昧だと思っている。センターが譲渡会を開催するのか、誰かに開催してもらうのか、センターは場所を貸すだけなのか、主語がわかりにくい。

委員

譲渡することはものすごく難しいことである。私たちは何度も譲渡前講習会に参加したり、色んな人の話を聞きながら、譲渡する人に守ってもらいたい事項を作成し、譲渡の際に渡すようにしている。人も猫もトラブルが起きないようにそれを守ってもらうよう話をしている。以前、保健所で犬・猫の譲渡会をしていたときのようにどんどん譲渡するような時代ではなくなっている。

委員

以前、保健所で譲渡会をしていたときも譲渡する前には厳しいことを伝えていた。ペットを飼うと高級車1台分くらいのお金がかかると説明していた。そのような説明をするとなかなか譲渡につながらないかもしれない。一般の方に譲渡になった後に家から逃げ出して猫が増えないようにすることが大切である。ボランティアが保護した猫にもマイクロチップを入れないと延々に終わらない。ペットショップでは必ずマイクロチップを入れているが、TNRした猫も含めて、外に出る猫たちにマイクロチップが入っていれば猫が亡くなった時に誰の猫か把握できる。それが法律に規定されていないのが問題である。そのようなことを自治体から環境省にあげてもらいたい。ペットショップから買った猫を捨てて、そこから野良猫が増えることはあまり考えられない。元々、その辺にいる猫から野良猫が増えるのだからペットショップだけ規制しても解決しない。

委員

今回の猫譲渡事業は新しい飼い主探し掲示板を利用している人たちが活用するものである。私たちの団体はセンターを借りて譲渡会をさせてもらっている。団体に抱えている猫の譲渡会を実施しているが、一般の飼い主は家で猫を抱えている。

このような事業を実施することで間口が広がると思う。以前からこのような取り組みを提案させてもらっていたので、それが実現するのかなと感じている。もちろん団体から譲渡する際には譲渡契約書を結んでおり、色々説明した上で自宅を訪問し届けている。今回の事業は個人とのやり取りになるが、アドバイザーとして私たちも協力することは可能だと思う。

事務局

ぜひ、団体の皆さんにも一緒に参加してもらいたい。そして、契約書などセンターとしてわからない部分があるので、ぜひ参考にさせてもらいトラブルがないような譲渡会にしたいと思っている。意見をもらいながら固めていきたいと考えているので、まずはその一歩として来年度はセンターで積極的に譲渡会を行っていききたいと考えている。

委員

動物愛護推進協議会の事務局が主体となって会場を利用してもらい譲渡事業を行うのか。動物愛護団体がセンターで譲渡会をするので参加してくださいということなのか。センターは場所を提供するだけなのか。

事務局

基本的にセンター主体ではなく、センターは場所を提供するということである。ただ、譲渡するだけでは問題が発生することも考えられるので、整理した上で進めていきたいと考えている。センターとしては多目的ルームをこれまで以上に活用し、なかなか譲渡が進まない状況の中、定期的に譲渡会を開催することで少しでもお手伝いできればと思い立ち上げた事業である。

会長

センターとしてはマネジメントと場所の提供とのことだが、センターで収容している猫は譲渡の対象にならないのか。

事務局

センターで収容している猫より掲示板利用者の猫を優先的に譲渡したいと考えている。

事務局

希望があればセンターの猫を見せることは可能である。また、譲渡前講習会を受講していれば譲渡も可能である。

会長

先ほどセンターの猫を譲り受ける場合、譲渡前講習会を受講してもらう必要があるとのことだったが、以前、譲渡前講習会を受けた人が来た場合はセンターの猫も

譲渡可能ということでよいか。

事務局

そのとおりである。

会長

資料の「参加者の要件」とは譲り渡す側の要件ということでよいか。

事務局

そのとおりである。猫を譲り受けたい人はどなたでも参加可能である。

会長

センターから譲渡する際には譲渡前講習会を行っているので、猫譲渡事業に参加する人にもある程度条件を設定しているということでよいか。

事務局

そのとおりである。

委員

場所を提供してわんにゃんポートで譲渡会を開催するとわんにゃんポートから猫をもらってきたと言われてしまう可能性がある。センターから猫をもらってきたと言われてしまうとトラブルに巻き込まれることも考えられる。センターから猫をもらってきたが猫の説明がなかったと言われても困るので、場所の提供だけではなく、しっかり対応する必要があると思う。

委員

船町のわんにゃんポートまで来て、飼いたい猫を探す人は猫に対して一生懸命な人で少数だと思う。動物病院などに写真を貼って新しい飼い主を探す方法もあるが、犬や猫を飼っている人しか行かない場所である。それに比べて私のお店は交差点の目の前にあるので信号待ちの人がたくさん立ち止まる場所である。お店の窓に私たちが新しい飼い主探しをしている猫の写真を貼っているが、いつも猫の写真を見てくれている人がいて、そこから新しい飼い主が決まることもある。もし、掲示板利用者で人通りの多い場所に掲示したい方がいれば掲示板の情報を掲載することも可能である。わざわざ船町まで来て掲示板を見るのも大変なので、掲示板利用者に説明してもらった上でお店に張り出せば色々な人に見てもらえると思う。

委員

SNSやホームページに掲載されている情報を団体でも拡散している。昨日、山形県の動物愛護センターで村山地域の猫の譲渡会を行ったが、9頭のうち8頭の猫の新しい飼い主が決まった。多くの方がSNSを見てくれたのだと思う。

委員

SNSもあるが色々な方法を活用した方が良いと思う。

事務局

掲示できる場所があれば活用しながら譲渡につなげていきたいので、掲示可能な場所の情報があれば教えてもらいたい。

会長

先ほどの話にあったマイクロチップについて、動物愛護団体等でどのくらいマイクロチップを入れているかなどの情報を集めてもらいながら進めてもらえればと思う。

(4) 狂犬病予防注射について

事務局が資料5に基づき説明。以下、質疑応答。

会長

狂犬病予防注射料金の改定について獣医師会から説明させてもらう。令和6年4月1日から注射料金を改正することにした。物価高騰などの影響があり注射料金を200円値上げしたいと考えたところである。集合注射とは自治体が会場などの準備をしたうえで開業動物病院の獣医師が能率的に注射する方法であり、最低料金の2,950円と設定している。その他にも来院や訪問して注射をする方法がある。自治体にも動物病院で注射する場合、どのくらい料金がかかるのかとの問い合わせがあるようなので、その回答の指標として来院については3,450円以上、訪問については3,950円以上と設定している。動物病院は自由診療なので獣医師会として注射料金を具体的にいくらと設定することはできないが、目安として来院や訪問注射の料金を示している。飼い主にはぜひ注射料金が安い時期に注射してもらえればと思う。

先ほど委員からもあったとおり狂犬病予防注射については狂犬病予防法において義務付けられており罰則もある。ただ、全国的に罰則まで適用している事例はほとんどなく、今回、山形市としてもまずは指導やアンケートを実施していくことである。先日の四国犬の事件があり、獣医師会にも何件か問い合わせがあった。SNSではその犬が殺処分されるなどと情報が流れているようである。それはまた別の問題であるが、狂犬病を予防するための大事な施策なのでぜひ進めてもらいたい。

委員

今回、正確な犬の登録頭数の把握に向けて手続きを進めるということであるが職権による犬の登録削除は今回初めて実施するのか。

事務局

これまでまったく実施していなかったということではなく、不定期に職権削除していた。今回については全体的に確認した上で職権削除していきたいと考えている。

委員

今回の職権削除に該当しない犬で予防注射の催促やアンケートを実施しても何のアクションもない飼い主についてはどこまで対応するのか。難しいかもしれないが家庭訪問し現況把握まで行うのか。

事務局

まずはアンケート調査を実施し、催促も2回程度行い、それでも反応がない場合は時間があるときに現場確認したいと考えている。こちらについては接種率が上がるように現場確認も含めて地道に進めていきたいと考えている。

委員

現場確認することでネグレクトの把握にもつながるかもしれないと思ったところである。

委員

令和4年度と令和5年度の同月の対比だと接種率はどうなっているのか。簡単に言うとこれから今年度の予防注射を接種する人は多いのか。

事務局

予防注射の催促ハガキを11月に発送しており、11月～1月までは接種数が増えるが、2・3月の接種数は減る。そのため、今年度は例年に比べて接種率が下がる見込みである。今年度の接種率はいっても85%程度だと思う。今回、たまたまではあるが四国犬の事件もあったので、こういう機会に改めて狂犬病の怖さを知ってもらう機会になればと思う。この機会に積極的に取り組んでいきたい。

委員

そもそも登録されていない犬も相当数いると思う。人間でも日本全国で10万人も登録されていない子どもがいると言われている。犬の場合、未登録の頭数は把握できないと思うが、接種率を1%上げるのに行政もすごく苦勞していると思う。ペットショップでも山形県は狂犬病予防注射の接種率が全国で一番で殺処分数もものすごく少ないと説明している。対応が難しいのが接種するように厳しくすればするほど接種率が下がる可能性があるので自然と接種したくなるような取り組みが必要だと思う。微力ながら私は犬や猫を販売する際に狂犬病予防注射と混合ワクチンの説明を全員に行っている。接種率がなるべく下がらないようにみんなで取り組んでいく必要があると感じている。

もう一つとして犬の頭数がすごく減っている。そのような情報の把握も含めて取

り組んでいければよいと思う。

会長

督促ハガキを発送すると狂犬病予防注射を接種する犬が増える。動物病院の先生からもあったのだが催促ハガキを発送する際には事前に教えてもらえるとありがたい。動物病院への来院者が急に増えるので対応が大変になる場合がある。

委員

督促ハガキを発送した際に教えてもらえると非常に助かる。来年度から注射料金が変わるので、ハガキの裏面に注射料金をなるべく大きく記載してもらいたい。

事務局

ハガキの内容については獣医師会と協議したいと思う。

会長

狂犬病予防注射については難しいところもある。何十年も狂犬病が発生していないのに何で予防注射を接種しなければならないんだという飼い主もいる。そのような飼い主には予防注射の必要性から説明しなければならない。獣医師会では色々な情報を持っているのでその人に合わせて説明している。自治体で狂犬病予防注射について法律に規定されているのでと説明すると飼い主とぶつかることもあるようなので狂犬病の怖さも含めて説明してもらいたいと思う。

会長

これまでの協議事項などについて、改めて質問等はあるか。

委員

動物愛護フェスティバルについて、主催が県・市・獣医師会となっているが、令和5年度の動物愛護フェスティバルについて市からではなく県のほうから情報提供があった。来年度は道の駅で動物愛護フェスティバルを行うとの話も聞いているがそのような情報があれば共有してもらいたい。

会長

動物愛護フェスティバルについては山形県・山形市・県獣医師会の3つが主催で行っている。それぞれ色々な企画を持ち寄りながら開催することになると思うので、協議会とも連携しながら進めてもらいたい。来年度の動物愛護フェスティバルの情報提供をお願いします。

事務局

来年度の動物愛護フェスティバルについて簡単に情報提供させてもらおう。開催日は10月13日日曜日である。開催場所は今のところ新しくできた道の駅「やまが

た蔵王」の屋内と屋外のスペースを使用して実施する予定となっている。

会長

動物愛護フェスティバルは来年度で41回目となる。

その他、質問等はあるか。

委員

資料1の4ページに地元町内会との協定書の抜粋があり、「災害時における動物の避難対策の推進等」と記載してあるが、今回の能登半島の地震を踏まえてもう少し具体的につめたほうが良いと思う。例えば山形市で地震があった場合、同行避難が可能な避難所がどこなのか。それを避難所である公民館の館長や学校の校長が把握しているのかどうなのか。その辺も含めて本当に避難が可能なのかどうなのかを一度精査してもらいたい。その情報を獣医師会や関係獣医師にも知らせてもらわないとどのように対応してよいかかわからないと思う。県では獣医師会と協定を締結しているがその後何も進んでいない。私の立場として少しでも道筋をたてたいと考えている。まだまだ犬や猫がいるからといって避難所に行かず車中に避難する人もいる。今回、一番悲惨だったのが猫を迎えに行った際に家が倒壊し亡くなった方がいたということである。それはあってはいけないことだと思うのでお願いしたい。

委員

各避難所には避難所運営委員会というものがあり、行政の職員がトップでその下に自主防災組織の人が主に位置づけられている。私の避難所では学校のどの場所をペットのスペースにするのか。猫の場合、普段からキャリーに入れられる状態にするようにと色々な機会に話をしている。ただ、私の避難所は4・5日しかもたない一時避難所になるので長期的な避難は難しいと思う。

委員

南部公民館を例に出すと南部公民館は第六地区の避難所になっている。第六地区には4,400世帯あり、犬・猫を飼っている世帯も多いと思う。犬と猫はケージに入れて別の場所に置いておくことになるが50頭くらいしか収容できない。そうすると4,400世帯あるうち避難しなければならない世帯がどのくらいあり、その中で犬や猫を飼っている世帯がどのくらいあるのかを把握しておかなければなかなか難しいと感じている。

委員

そのようなことをちゃんと把握している方もいるが個々の飼い主さんは全然知らない。獣医師でさえ全然わからないので情報を共有してもらいたい。

委員

今回の石川県獣医師会の状況を見ると何と云っていいかわからない。置いていか

れた犬や猫を見ると何とかできなかつたのかなと思う。

委員

市の避難所は同行避難が可能なのか。

委員

市の避難所は同行避難は可能だが同伴避難ではない。

委員

もしものために具体的にどの店にケージがどれくらいあるのか把握しておくことも必要かもしれない。店には予備のケージがあると思うので、災害時には活用できると思う。実際に東日本大震災の際にホテルに連絡し、犬や猫で困ったことがあれば連絡くださいと伝えたが、そのような人はいないと断られた。実際、ホテルは犬や猫を中に入れたくないんだと思う。ケージに入っていれば避難できるのであればケージをペットショップで協力し合って提供することは可能だと思う。そのようなことで協力してくれるペットショップを募っておくことも必要である。災害時に飼い主がケージを買おうと思っても買えないので、ペットショップが持っているケージの大きさや数を把握しておき、少しでも備えておくことが大事だと思う。

委員

能登地震ではある程度時間が経ってからになるが動物病院でペットを受け入れているがそれもなかなか難しい。山形県との協定締結の後に各々の動物病院で何頭くらい受け入れられるかといったアンケート調査があった。災害が起こってからでは遅いので事前に把握していた方が動きやすいと思う。

委員

災害が発生した場合、各町内会の地区ごとに要避難支援制度というものがある。災害が発生した際には誰が誰の避難を手伝うのか決められており、役員はそれにあたることになっている。その前提として自分の身の安全を確保しないと助けられない。自分の身をかえりみず隣のおばあちゃんを助けたいといっても家族が危険な状態では助けられない。単身高齢者は災害発生時には避難の手助けを頼むことになるが日中に災害が発生すれば若者は仕事に出ている。高齢者だけで避難所に行くにしても道路が寸断されれば自動車も使えない。自治会において災害時の対応が非常に難しくなっている。例えば、今回の能登地震でも牛舎が倒壊して乳牛がたくさん死んでしまった。犬や猫も大事だが人間の避難も重要なので隣近所とのつながりが重要になる。余裕があれば犬や猫を避難所に連れて行くことは可能だが、大変な状況にある人は犬や猫を連れて行くことはできない。なかなかこの辺が難しいと感じるところである。

会長

まずは同行避難がベースになる。そのことについてセンターから説明しておくことはあるか。

事務局

各避難所において犬や猫を収容するスペースを確保しているので同行避難自体は可能だが同伴避難はできない。犬や猫のために自宅に戻って二次被害が起こり、そこで人が亡くなるということもある。何が最善の策なのかについて、各施設管理者と改めてセンターが持っている知識などを含めてどのようなことができるのか一つの課題として取り組んでいきたいと思う。なお、2月に全国課長会議があり、その会議に参加してきた。その辺りのことをみなさんに情報共有できる機会があればと思っている。

会長

過去の話になるが私がセンターで勤務していたときに同行避難については防災対策課と打合せを行い、防災対策課で作成するマニュアルに対しても意見させてもらった。そのあとにも色々な研修会で避難所は同行避難を原則として進めると聞いていた。ただ、まだ同行避難ができない避難所もあるということで少しずつ詰めていくとのことであった。今回、山形市避難所の運営委員会と関わりがあって集会にも参加した。私が参加したのは南部公民館であり同行避難のスペースも見せてもらった。南部公民館の場合は地下に車庫があるのでそこを使用するとのことであった。他のいくつかの避難所では同行避難ができない場所もある。そのような避難所には犬・猫は避難できないことになる。まずは同行避難が一番大切であり、犬や猫は人と一緒ではなく、別のスペースで過ごすことになる。自分の避難所に犬・猫のスペースがあるかどうかは確認してもらえればと思う。山形市以外の県内自治体の避難所の運営についてはまだまだ進んでいない。山形市はだいぶ進んでいて、多くの避難所で整理されている。昨年、東部公民館において同行避難の講習会があったので参加した。東部公民館は別棟に犬・猫のスペースがあって非常に進んでいるなど感じたところであった。避難所の運営委員会もきちんと組織されている。いざというときに同行避難できる避難所なのかということを知ってもらえれば良いと思う。

5 その他

- (1) ペットオークション・ブリーダーへの一斉調査結果について
- (2) 山形県動物の愛護及び管理に関する条例の施行等に関する規則の一部改正の概要(案)について

事務局が資料に基づき情報提供。

会長

先ほどでペットオークション・ブリーダーへの一斉調査の話があったので情報提供したいと思う。動物愛護管理法が改正になったが猶予期間が設けられているものがある。それはペットショップやブリーダーで取り扱う犬・猫の頭数についてであ

る。スタッフ1人が取り扱える頭数が定められている。段階的に取り扱うことができる頭数を減らしていき、その最終段階が令和6年5月31日になる。その間、取り扱える頭数が制限され、繁殖引退犬や猫がペットショップやブリーダーから世間に出回ってきている。そのようなことが世間で問題になってきているということも知っててもらえればと思う。

6 閉会